

## デビットカード取引規定

### 1. (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、キャッシュカード（当行がキャッシュカード取引規定（以下「カード規定」といいます。）に基づいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）その他当行の所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について該当加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を該当カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落し（総合口座取引規定に基づく当座貸越による引落しを含みます。以下同じです。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。

- ① 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。ただし当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③ 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

### 2. (利用方法等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ、加盟店が利用者との合意にもとづいてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
  - ① 停電、故障等により端末機による取扱ができない場合
  - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
  - ③ 購入する商品または提供を受ける役務が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務に該当する場合

- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
- ① 1日あたりのカードの利用額（カード規定による預金の払戻し金額および預金からの振込金額を含みます。）が、当行の定めた範囲または預金者自らが定めた範囲を超える場合
  - ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
  - ④ 預金者自らが、取引銀行にデビットカード取引について「デビットカードサービス取扱停止依頼書」を提出し、デビットカード取引を禁止した場合
- (5) 当行がデビットカード取引を行うことができない時間帯として定めた時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

### 3. （デビットカード取引契約等）

前条第1項により暗証番号が入力されたときに、端末機に口座引落し確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落とされた預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

### 4. （預金の復元等）

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消によりデビットカード取引が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落とされた預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落とされた預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落とされた預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれをうけて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合にかぎり、当行は引落とされた預金の復元をします。加盟店経由で引落とされた預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店が利用者との合意にもとづいて端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落とされた預金の復元はできません。
- (3) 第1項または第2項において引落とされた預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを見過ごして端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から第3項に準じて取扱うものとします。

### 5. （デビットカード取引の機能を停止する場合）

- (1) デビットカード取引の機能を停止するときは、当行所定の方法により取引店に申し出てください。当行はこの申し出を受けたときは直ちにデビットカード取引を行う機能を停止する処置を講じます。この申し出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はいつでも事前に通知することなくデビットカード取引の機能を停止することができます。
  - ① 預金口座が解約されたとき
  - ② 預金口座の預金取引またはカードの利用が停止されたとき
  - ③ その他デビットカード取引の機能の停止を必要とする相当の事由が生じたと認めるとき

## 6. (キャッシュアウト取引)

カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引を預金口座から預金の引落しによって支払う取引（キャッシュアウト取引）の当行での取り扱いはございません。

## 7. (公金納付)

機構所定の公的加盟機関規約（以下本条において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員であるまたは複数の金融機関（以下本条において、「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務の支払いのためにカードを提示した場合、加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（公金納付）について、当行での取り扱いはございません。

## 8. (読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定を以下のように読み替えるものとします。

- (1) 6.「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」
- (2) 6.(1)「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引」
- (3) 8.「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」
- (4) 9.(1)「払出機または振込機」とあるのは「端末機」、また、「払戻し」とあるのは「引落し」
- (5) 10.「偽造または変造カードによる払戻し」とあるのは「偽造または変造カードによる払戻しおよびデビットカード取引」
- (6) 11.(1)「他人に当該カードを不正使用され生じた払戻し」とあるのは「他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しおよびデビットカード取引」、また、「本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害」とあるのは「本人は当行に対して当該払戻しおよびデビットカード取引にかかる損害」
- (7) 11.(2)「当該払戻しが本人の故意による場合を除き」とあるのは「当該払戻しおよびデビットカード

取引が本人の故意による場合を除き、「前の日以降になされた払戻しにかかる損害」とあるのは「前の日以降になされた払戻しおよびデビットカード取引にかかる損害」、また、「当該払戻しが行われたことについて」とあるのは「当該払戻しおよびデビットカード取引が行われたことについて」

- (8) 11.(3)「盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻し」とあるのは「盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しおよびデビットカード取引」
- (9) 11.(4)「①当該払戻しが行われたことについて」とあるのは「①当該払戻しおよびデビットカード取引が行われたことについて」
- (10) 14.「預金機・払出機・振込機」とあるのは「端末機」

#### **9. (本規定の変更)**

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定を含む当行の規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上